

株式分割に関する基準日設定公告

2019年4月10日

株主各位

東京都中央区日本橋二丁目11番2号
株式会社テラスカイ
代表取締役社長 佐藤 秀哉

当社は2019年3月25日開催の取締役会において、2019年5月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を2019年4月30日（基準日当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2019年4月26日となります。）と定めましたので公告いたします。

以 上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、2019年6月上旬にお届出住所にお送り申し上げます。
2. 2019年5月1日付（実質的には2019年5月7日付）にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社
連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
0120-288-324